

○自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する
規程（平成25年8月8日公委規程第5号）

〔沿革〕 平成27年4月公委規程第2号改正

（趣旨）

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づいて行った行政処分（以下「処分」という。）を公表する手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の対象となる処分）

第2条 公表の対象となる処分（以下「公表対象処分」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- （2） 法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による指示処分
- （3） 法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- （4） 法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公表しないものとする。

- （1） 法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による要請に際し、知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合
- （2） 奈良県公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合

（公表の内容）

第3条 公表の内容は、処分を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）第5条に規定する認定証の番号
- （2） 自動車運転代行業者の名称又は記号
- （3） 主たる営業所が所在する市町村
- （4） 処分年月日
- （5） 処分内容
- （6） 処分理由
- （7） 根拠法令
- （8） 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 交通部交通企画課長は、奈良県公安委員会が公表対象処分を行ったときは、自動車運転代行業行政処分票（別記様式。次項において「行政処分票」という。）を作成するものとする。

2 交通部交通企画課長は、行政処分票を作成したときは、当該行政処分票を警察本部の警察情報公開窓口に備え付けるとともに、奈良県警察ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規程は、平成25年8月8日から施行する。

附 則（平成27年4月30日公委規程第2号）

この規程は、平成27年4月30日から施行する。

別記様式

自動車運転代行業行政処分票

被 処 分 者	認 定 証 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者の 名 称 又 は 記 号	
	主たる営業所が所在する市町村	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注 1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、
営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注 2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。